

令和4年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 【令和5年度繰越分】（補助事業） Q&A

目次

【1. 補助金の概要】

- 問1-1 令和4年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業【令和5年度繰越分】（補助事業）の目的は何か。
- 問1-2 令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（委託事業）との違いは何か。
- 問1-3 本補助事業の対象となっている協議会や研修会の開催等について、令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（委託事業）の対象となるのか。
- 問1-4 本補助金を令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（委託事業）に流用することは可能か。
- 問1-5 交付内定前に支出した経費は、補助事業の対象となるか。

【2. 補助対象の範囲等】

- 問2-1 本補助事業の予算科目は何か。
- 問2-2 本補助事業の補助割合はどうなっているか
- 問2-3 令和4年度地域運動部活動推進事業に採択された自治体は、本補助事業に申請することは可能か。
- 問2-4 総括コーディネーターやコーディネーターとして、自治体職員や会計年度職員を採用することは可能か。
- 問2-5 協議会の開催にあたって、会場借料は補助対象となるか。
- 問2-6 指導者研修会の開催主体は都道府県又は市区町村のどちらか。
- 問2-7 指導者研修会は部活動の顧問を対象に実施することも可能か。
- 問2-8 人材バンクとは、どのようなものを想定しているのか。
- 問2-9 人材バンクの設置に係る経費とは、どのようなものを想定しているか。
- 問2-10 補助対象経費は、所得税等の控除前の額か、控除後の額か。

【1. 補助金の概要】

問1-1 令和4年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業【令和5年度繰越分】（補助事業）の目的は何か。

（答）

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、円滑な実施を図るため、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費に対して、早期に支援を行うことを目的としています。

なお、補助対象期間は、交付内定日から令和6年3月31日までとなっております。

問1-2 令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（委託事業）との違いは何か。

（答）

本補助事業は、地域移行の体制構築のための準備経費に対する補助となっており、令和5年度地域スポーツクラブ体制整備事業（委託事業）は、地域移行を実践するための委託事業となっております。

問1-3 本補助事業の対象となっている協議会や研修会の開催等について、令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（委託事業）の対象となるのか。

（答）

協議会や研修会の開催等に係る経費等、本補助事業に係る内容については、令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（委託事業）の対象とはなりません。

問1-4 本補助金を令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（委託事業）に流用することは可能か。

（答）

流用することはできません。

問1-5 交付内定前に支出した経費は、補助事業の対象となるか。

（答）

対象とはなりません。交付内定後に支出した経費が対象となります。

【2. 補助対象の範囲等】

問2-1 本補助事業の予算科目は何か。

(答)

組織：スポーツ庁、大事項：スポーツ参画人口の拡大に必要な経費、項：スポーツ振興費、目：地方スポーツ振興費補助金 となります。

問2-2 本補助事業の補助割合はどうなっているか。

(答)

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村（指定都市を除く）：1/3の補助割合となります。なお、都道府県や指定都市が直接、本補助事業を実施する場合は、国：1/3、都道府県・指定都市：2/3の補助割合となります。

問2-3 令和4年度地域運動部活動推進事業に採択された自治体は、本補助事業に申請することは可能か。

(答)

申請することは可能です。

問2-4 総括コーディネーターやコーディネーターとして、自治体職員や会計年度職員を採用することは可能か。

(答)

自治体の判断において、自治体職員や会計年度職員を採用することも可能です。ただし、人件費の経費区分等に十分留意する必要があります。

問2-5 協議会の開催にあたって、会場借料は補助対象となるか。

(答)

補助対象となります。

問2-6 指導者研修会の開催主体は都道府県又は市区町村のどちらか。

(答)

どちらでもかまいません。

問2-7 指導者研修会は部活動の顧問を対象に実施することも可能か。

(答)

本補助事業は、地域スポーツクラブ活動に従事する指導者を対象とした研修会を想定しており、学校部活動の顧問のみを対象とした指導者研修会は補助対象外となります。

問2-8 人材バンクとは、どのようなものを想定しているのか。

(答)

地域スポーツクラブ活動の指導者になりうる人材の発掘、研修、マッチングまでを行い、継続的・安定的に指導者の任用を行うことができる仕組みを想定しています。

問2-9 人材バンクの設置に係る経費とは、どのようなものを想定しているか。

(答)

人材バンクの設置に係るシステム構築・改修費、制度周知の費用を想定しています。

問2-10 補助対象経費は、所得税等の控除前の額か、控除後の額か。

(答)

補助対象経費は控除前の額となります。